

電気工事士免状の書換え申請について

1. 提出書類等

(1) 電気工事士免状書換え申請書（様式5）

(2) カラー写真1枚（貼らずに提出）

- ・縦4cm、横3cm。申請書提出前6か月以内に上半身、無帽、無背景で正面から撮影したもの。
裏面に油性ペンで氏名を消えないように記載してください。

★ 画像イメージ、不適切な例など注意事項の詳細を、**別添く免状申請に必要な写真についての注意事項**で必ず確認してください。

(3) 書換え手数料（電気工事士免状書換え申請書に貼り付けて提出）

- ・2,700円分の鳥根県収入証紙（収入印紙ではないのでご注意を）
- ・鳥根県収入証紙は、鳥根県庁売店、鳥根県内の山陰合同銀行及び鳥根銀行等で販売しています。

(4) 戸籍抄本

(5) 旧姓が併記されている住民票（新姓から旧姓への書換えの場合）

★ 住民票に旧姓併記手をされた方であって住基ネット利用を承諾する場合は、住基ネットでの確認が可能

(6) 現在持っている電気工事士免状

★ 新たに、改姓後の名前のみを記載したプラスチックカードの免状を発行します。

(7) 免状送付先 **※申請書記入住所と異なる住所へ送付を希望される場合**

- ・「郵便番号」「住所」を記載した書類（様式任意）を添付してください。
- ・免状は簡易書留で送付しますので、受取人がいる住所としてください。

2. その他

他県で交付された免状は鳥根県で書換えすることはできませんので、交付を受けられた県へお問い合わせください。

3. 書類が不備の場合の注意事項

★ 必要書類の不足、写真が不適切など内容等で確認が必要な場合には手続きが止まります。

不備事項の補完後にあらためて手続きを進めることとなりますので、日中でも連絡が取れるよう勤務先・学校などの連絡先も加えて記載してください。

★ 書類等の再提出が必要となった場合は速やかに提出してください。

4. 提出先（簡易書留または持参でご提出ください）

〒690-0884 松江市南田町125-45 鳥根電設会館内

鳥根県電気工事工業組合

TEL 0852-21-7433 FAX 0852-31-8488

(様式5)

電気工事士免状書換え申請書

令和 年 月 日

島根県知事 殿 干
申請者 住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____ 印 _____

生年月日 (昭和 ・ 平成)
_____ 年 月 日生

(携帯、勤務先、学校、自宅、その他< >連絡先TEL①: - -)

(携帯、勤務先、学校、自宅、その他< >連絡先TEL②: - -)

電気工事士法施行令第5条の規定により、電気工事士免状の書換えを次のとおり申請します。

免状の種類	第 種電気工事士免状	
免状の交付番号	島根県 第 号	
免状の交付年月日	年 月 日	
◎ 書き換え事項	新	
	旧	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

(証紙貼付欄)

※手数料の金額をお間違えないようご注意ください。
※手数料の間違い(過納、不足)に伴う簡易書留発送費用等は申請者負担とさせていただきます。

(様式5)

電気工事士免状書換え申請書

住所は現住所を記載してください。集合住宅名・部屋番号まで記載してください。

令和 ○年 ○月 ○日

島根県知事 殿

〒○○○-○○○○

申請者 住 所 ○○市○○町1番地1 □□団地

氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができます。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとします。

◇階△△号

旧字体なども住民票どおり記載してください。

(フリガナ) シマネ タロウ

氏 名 島根 太郎 印

携帯電話等、日中でも連絡がとれる番号を加えて複数記載してください。

生年月日 (昭和 ・ 平成)

○○年 ○月 ○日生

(携帯、勤務先、学校、自宅、その他) > 連絡先TEL① : 1 2 3 4 - 5 6 - 7 8 9 0)

(携帯、勤務先、学校、自宅、その他) > 連絡先TEL② : 123 - 4567 - 8900)

電気工事士法施行令第5条の規定により、電気工事士免状の書換えを次のとおり申請します。

免 状 の 種 類	第一or二種電気工事士免状	
免 状 の 交 付 番 号	島根県 第 ○○○○ 号	
免 状 の 交 付 年 月 日	平成 ○年 ○月 ○日	
◎ 書 き 換 え 事 項	新	島根 太郎
	旧	松江 太郎
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

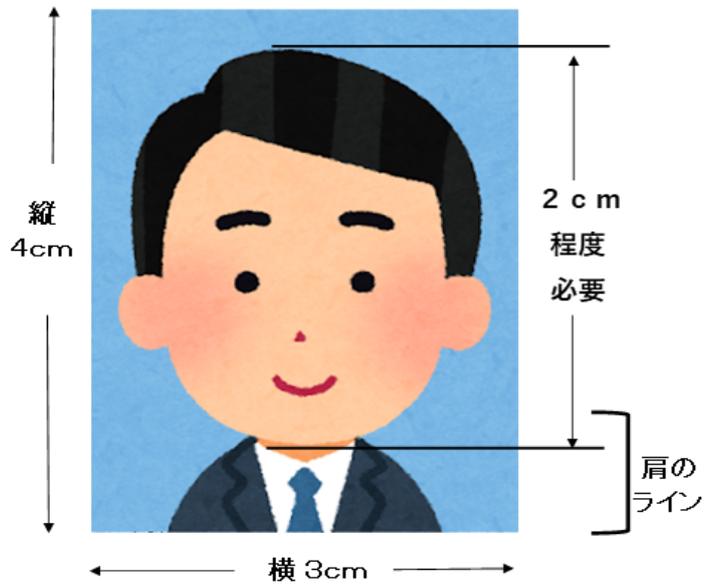
(証紙貼付欄)

※手数料の金額をお間違えないようご注意ください。
 ※手数料の間違い(過納、不足)に伴う簡易書留発送費用等は申請者負担とさせていただきます。

<免状申請に必要な写真についての注意事項>

必要枚数 カラー写真1枚

- ★肩のラインまで写すこと
- ★頭のとっぺんからあご先まで2cm程度とする
- ★サイズを守ること
- ★正面から、帽子なし、背景なし
- ★写真裏面に氏名を油性ペンで消えないように記載する



× 免状用写真として「不適切」な例

>> あらためて提出を依頼する場合があります

- × 写真サイズが指定の寸法以外のもの
- × 横向きの顔や、真正面からではなく下から写したもの(自撮りなど)、頭の輪郭が隠れているもの(頭、耳、あごの一部が写っていないなど)
- × 髪、メガネのフレーム、帽子、装飾品などで、目の一部や顔や頭が大きく隠れているもの
- × 照明がメガネに反射したもの
- × 顔が影で暗すぎるもの
- × 歯を見せた笑顔や仮装など平常時と著しく異なるもの
- × 頭、髪、服装などと背景の境界が不明瞭なもの(背景が白や薄いグレーで白いシャツの場合など)
- × 目や顔の大きさなど画像を加工したもの
- × カラープリンター印刷など写真専用紙でないもの
- × 写真が不鮮明なもの (ピンぼけ、手振れ、デジタル写真のギザギザなど)
- × そのほか、免状用として適当でない写真の場合は受付できません

※特にご自身で撮影される場合は、写真が暗すぎたり、背景に影や壁の柄が写っている、顔が大きすぎる、下向き、など適当でない場合が多いので注意してください